

発行日：2006年10月11日

人事労務レポート

今回のテーマ

健康保険制度が変わります！！

<平成18年10月実施の改正点>

発行元：社会保険労務士 山口事務所

〒181-0013 東京都三鷹市下連雀3-27-1

三協ビル3F

TEL：0422-49-7340 FAX：0422-49-7381

E-mail：h-yamaguchi@ys-office.co.jp

URL：http://www.ys-office.co.jp

急速な少子高齢化、医療費の増大などを背景に、健康保険制度の抜本的な改革が行われることとなりました。今回は平成18年10月より実施される改正点の主なポイントについて解説します。

1. 高額療養費の自己負担限度額引き上げ

病気やけがで高い医療費がかかっても、その負担に上限をもうけているのが高額療養費制度ですが、その自己負担限度額が引き上げられます。

【自己負担限度額】(70歳未満)

一般所得者

改正前：72,300円 + (医療費 - 241,000円) × 1%

改正後：80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1%

上位所得者(月収約53万円以上)

改正前：139,800円 + (医療費 - 466,000円) × 1%

改正後：150,000円 + (医療費 - 500,000円) × 1%

<例> で自己負担が30万円(医療費100万円)かかったときの自己負担限度額

改正前：79,890円(返戻額220,110円)

改正後：87,430円(返戻額212,570円)

自己負担限度額が7,540円増加する。

= 戻ってくる金額が7,540円減少する。

2. 70歳以上の患者負担の引き上げ

月収が約28万円以上(単身世帯で年収約383万円、夫婦世帯で約520万円以上)の70歳以上の高齢者については、患者負担が2割から3割に引き上げられます。

3. 出産育児一時金の引き上げ

被保険者・被扶養者である家族が出産したときに支給される一時金が引き上げられます。

改正前：30万円

改正後：35万円(5万円の増額)

*「出産」とは、妊娠85日以上をいい、生産・死産・流産・早産の別を問いません。

<出産育児一時金の事前申請が可能に>

今までは出産後でないと一時金の請求ができず(貸付制度はありますが)、いったん多額の出産費用を自己負担しなければなりません。

こうした出産時の費用負担を軽減する観点から、出産前の事前申請が認められました。

【対象者】 出産予定日まで1ヶ月以内の人

【受取人】 本人ではなく病院

* 出産費用が一時金の額(35万円)より少ない場合は、差額が本人に支給されます。

4. 埋葬料の引き下げ

本人または家族が死亡したときに健康保険から埋葬料が支給されますが、下記のとおりその金額が引き下げられます。

本人の死亡

改正前：月収の約1ヶ月分

改正後：一律5万円

家族の死亡

改正前：一律10万円

改正後：一律5万円

平成19年4月より、健康保険料の算出基準が一部変更されます。他の改正点も含めて次回以降で詳しく解説します。

コラム

人はお金のためだけに働いているのではない。賃金を上げることで不満は減らせるが、満足感は得られない。お金の代わりに別の報酬が必要である。上司からの「よくやった」がそれに当たる。顧客からの「ありがとう」も同様である。これは「ねぎらい」であって、「ほめる」とは違う。「ほめる」は、目標を達成した場合のような条件付きである。「ねぎらい」は、条件なしでの行為である。

(小阪裕司「仕事ごころ」にスイッチを！フォレスト出版)